

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

表1 建築物が ホテル等 病院等 集会所等及びこれらを含む複合用途

(単位：円、税抜金額)

延べ面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
2,000㎡未満	300,000		170,000
2,000㎡～3,000㎡未満	340,000		190,000
3,000㎡～4,000㎡未満	380,000		220,000
4,000㎡～5,000㎡未満	440,000		250,000
5,000㎡～10,000㎡未満	500,000		300,000
10,000㎡～20,000㎡未満	600,000		350,000
20,000㎡～50,000㎡未満	750,000		400,000
50,000㎡～100,000㎡未満	880,000		550,000
100,000㎡～200,000㎡未満	1,150,000		700,000
200,000㎡～	1,500,000		900,000

表2 建築物の用途が表1に掲げる物以外の場合

(単位：円、税抜金額)

延べ面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
2,000㎡未満	170,000 (150,000)		90,000 (70,000)
2,000㎡～3,000㎡未満	200,000 (180,000)		110,000 (90,000)
3,000㎡～4,000㎡未満	250,000 (220,000)		140,000 (110,000)
4,000㎡～5,000㎡未満	280,000 (250,000)		190,000 (150,000)
5,000㎡～10,000㎡未満	360,000 (300,000)		230,000 (170,000)
10,000㎡～20,000㎡未満	400,000 (360,000)		280,000 (200,000)
20,000㎡～50,000㎡未満	500,000 (420,000)		340,000 (250,000)
50,000㎡～100,000㎡未満	620,000 (540,000)		400,000 (320,000)
100,000㎡～200,000㎡未満	760,000 (700,000)		450,000 (400,000)
200,000㎡～	980,000 (850,000)		600,000 (500,000)

①延べ面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

②適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額とする。

③複合建築物の場合は、適合性判定対象の面積により料金を算定をする。

④所管行政庁の指示等の対象物件は、事務手数料として15,000円（税別）×送付対象棟数を加算する。

⑤計画変更の料金は当初適用された料金の5分の3の額とする。

（*ただし、直前の判定を他機関から受けたもの、並びにモデル建物法を標準入力法に計画変更をする場合は、上表の料金とする。）

⑥軽微変更該当証明の申請（ルートC）は当初料金の2分の1の額とする。

⑦増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積で料金を算定する。

⑧主要な用途が工場等で表2の料金が適用される場合は、（ ）内の料金を適応する。